

「第2期天理市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)」に対する意見の概要及び市の考え方について

No	意見の箇所	意見の概要	本市の考え方
1		<p>障害者認定を受けている、全ての等級者に対策をいただきたい(現状では、タクシーチケットは1級2級の方のみ。オムツ支給も特定者のみ)。 天理駅前駐車場を、障がい者は一日無料など。 等級が5級などでも「障害が軽い」というのは、他人から見ての「決めつけ」だと思う。本人にとっては「軽い」ことではない。 障がい者福祉の充実を希望します。</p>	<p>障害のために社会生活に大きな負担や困難が発生する場合などに、その負担を軽減することは福祉の大切な役割であると考えています。様々な障害の程度がある中ですべての人に等しく助成を行うことは困難ですが、今後も障害者福祉の充実に取り組んでまいります。</p>
2	P.21～22	<p>成年後見制度であることを明確にするために見出しを修正すること。</p>	<p>いただきましたご意見の通り、成年後見制度である旨をわかるように変更させていただきます。</p>
3	P.47 P.71	<p>社会福祉協議会の役割で、実現のために「社会福祉協議会が、さらに中心的な役割を果たす」「社会福祉協議会の機能強化を進めていきます」とされています。「てんりシフト」イメージ図に社会福祉協議会の中心的役割がわかるように明示すること。</p>	<p>「てんりシフト」は天理市における包括的支援体制をイメージしたものになります。社会福祉法第106条の3に基づく包括的支援体制の整備は市町村の責務であるため、「てんりシフト」の中心的役割を担うのは、天理市となります。社会福祉協議会としても「てんりシフト」に協力連携を行い、地域福祉活動の中心的役割を担っていきます。また社会福祉協議会の活動において地域で支え合う機能の整備として、サロン等の通いの場が地域における支え合いのきっかけとなるよう、サロン運営のサポートを行います。 また社会福祉協議会の事業として、法人連絡会を立ち上げ、社会福祉法人、福祉施設との連携、協働を推進し地域課題の解決に向けた支援を強化します。</p>
4	P.133	<p>地域福祉の推進のためには住民参加が不可欠とされています。策定指針にも明記されているように、計画の普及啓発だけでなく、進行管理・評価を公表すること。特に、公開するだけでなく、進捗管理・点検・評価について広報することを明記すること。</p>	<p>計画の進行管理・評価については、少なくとも年1回、行政による関係所管課で進捗管理を行い、計画期間の中間年度にあたる令和10年度及び最終年度である令和12年度には天理市地域福祉計画審議会で進捗状況についての点検・評価を行い、資料等についても市民に広く公開していく予定です。</p>
5	P.6～7	<p>地域福祉活動圏域を近所・小圏域・中圏域・大圏域に分けて、それぞれの機能や役割に応じた活動を推進するとしています。「策定改定ガイドブック」でも「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備及び、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」を求めています。地区計画の策定支援の方針を明記すること。</p>	<p>各校区・地区にて定期的開催されているサロンや通いの場等の地域活動では、地域住民同士の新たなネットワークが構築され、参加者の見守り合いや支え合い活動が自然と出来上がっています。地域の見守り合いや支え合い活動を活かし、民生委員・児童委員や地域包括支援センター、地域住民の方等と連携を行い、地域課題やニーズを洗い出したうえで、地域の方と共有して地域課題解決に努めるとともに、今後地区計画策定へとつながるようにしていきます。</p>

「第2期天理市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)」に対する意見の概要及び市の考え方について

No	意見の箇所	意見の概要	本市の考え方
6	P.67	精神障がい者地域包括ケアシステムの構築推進を図るために、「協議体」の常設置と地域アセスメントの実施を明記すること。	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進のための協議体は既に設置されており、地域課題の検討等にも取り組んでおります。その旨明記します。
7	P.95	高齢者の2割から3割は何らかのうつ病性障害が認められるといわれています。外部の自然や社会との接触を深めることが効果的といわれています。しかし、交通事故死亡者数の約半数弱は歩行中、自転車乗車中に発生しています。交通安全計画に基づく対策の充実を明記してください。	いただきましたご意見を踏まえて、計画素案99頁の「市の主な取組」に交通安全教育・啓発の推進を追記します。
8	.	地域包括支援センターと社会福祉協議会の役割が今後も重要となってきます。しかし、現状は予算も人員も不足しています。地域福祉計画等を推進するための、地域包括支援センターと社会福祉協議会の機能と体制の充実と強化の方針を明記すること。	地域福祉計画は、天理市の地域福祉およびその活動をどのように実施していくか、支援していくかを定める計画となります。地域包括支援センターの機能強化については、『高齢者福祉計画・介護保険事業計画』に具体的に明記しております。社会福祉協議会については、法人にて各年度ごとに事業計画を定め、福祉教育事業や法人後見事業の実施等、事業の範囲を拡大し、組織の機能強化を図ります。
9	P.21～22	市長申し立てについて、その意味するところが一般に理解されにくいと考えますので、解説が必要です。	本計画に掲載する用語につきましては、語句説明を添付いたします。
10	P.56	移動販売による買い物支援の強化について、今求められる重要な施策であり、特に高齢世帯の方は切実な要望であると思います。もっと拡充して施策の供給体制を利便性も加味して高めるべきです。また地域的に、店舗が少ない東部山間地域は手厚い施策が必要です。	移動販売では、柳本・朝和地区で毎週水曜日と金曜日に15ヶ所、福住地区では毎週火曜日に8ヶ所、毎週月曜日と木曜日には社会福祉施設及び学校の5ヶ所で実施し、買い物が困難な地域住民等への買い物支援を実施しています。令和6年度は28ヶ所の停留所で移動販売を実施し、利用者数は延べ7,220人にのぼるなど、多くの方にとって日常の買い物手段として定着しています。また、令和8年度から福住校区において地域が主体となり、地域住民の外出を支援するための公共ライドシェアが導入される予定です。その中には、買い物をはじめ日常生活における外出を支援するサービスを目指してまいりますので、ぜひご利用ください。今後も更なる利便性向上のため、事業者と協議を行い検討してまいります。

「第2期天理市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)」に対する意見の概要及び市の考え方について

No	意見の箇所	意見の概要	本市の考え方
11	P.56	ハローパートナーシップによる結婚相談について、財源について350万円が計上され、一部国の交付金があります。この事業については、事業内容についての報告がありますが、結果的に結婚に至った成果等の報告が必要です。	天理市では結婚のみに重点を置くのではなく、結婚応援ボランティアの養成や個別相談者のマッチング等を行うことで、結婚への意識醸成を高めていく契機づくりを行っていきます。また計画および成果等に関しては、ホームページにて公開していきます。
12	P.57	地域と共にある学校づくりについて、教育において特に低学年の時は、社会性を求め、それぞれの家庭環境によって、また、それぞれの個性によって、コミュニケーションの反応が千差万別です。ゆえに、地域に開かれても、戸惑う子どもさんもあり、きめ細かな対応が必要で、かえって教育環境としてはふさわしくないことが考えられます。やはり、学校が主体となって子どもと向き合うことが前提になるべきです。地域コミュニティの育成のために教育が蔑ろにされることは厳に慎まなければなりません。地域コミュニティの育成は別途考慮する必要があり、天理の校区を単位とした地域コミュニティの特徴を考慮して、社会教育の充実が求められます。学社融合として相乗効果が得られる施策については、慎重に相互の施策目標を限定することのないようにすることが必要です。	地域とともにある学校づくりとは、学校・家庭・地域が一体となり、社会全体で子どもを育てることを目指す取組です。学校教育は学校が主体となって実施することを前提としつつ、地域の人材や力が加わることで、子どもの居場所が広がり、学校や家庭だけでは得られない体験や学びも生まれます。このような取組を推進することは、地域の方に褒められ認められることで子ども達の自己肯定感を育てることに良い影響を与え、また一方で、地域の大人に新たなやりがいを生むことにもつながります。地域コミュニティ育成のためには様々なアプローチがありますが、地域みんなで子育てに関わることも、地域づくりの一つに寄与すると考えています。
13	P.67	障害のある人や生活困窮者のための相談支援の充実について、関係機関との連携については、現在、福祉の分野の施策でこれまでの措置制度ではなく、個人間の契約に基づいて進められる結果、紹介業者の名簿を提供することが市の役割になって、その名簿の業者に困窮者自らが連絡をするというシステムが横行しています。これでは取り残される困窮者が出てきます。もう少し寄り添った支援が必要です。例えば、業者の専門性を見極めたうえでの紹介などが考えられます。	障害福祉サービス受給に係る事業者選定に関しては、個人の契約に基づくものであるため、受給者に対する事業者の紹介・斡旋は行っておりませんが、市内障害福祉サービス事業所の案内冊子を作成するなどの資料提供を行っています。また生活困窮者の自立に向けた支援についても、本人の状況を聞き取り、居住支援法人やフードバンク等の必要な支援につなげています。今後も関係機関と連携しつつ、当事者の方に対する適切な支援に取り組んでまいります。

「第2期天理市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)」に対する意見の概要及び市の考え方について

No	意見の箇所	意見の概要	本市の考え方
14	P.77	<p>成年後見制度の利用促進について、成年後見制度は、取引の安全を担保するための制度でもあります。一方で、被成年後見者の権利の養護について、その行為能力の限界を考慮して、本人の利益になるように成年後見人が管理することも必要です。しかし、各人の容態は様々であり、何が正解であるのかは定型的な決定になじまないことがあります。その際の対応が難しいと思われれます。本人の利益をどの様に守るのかについての制度設計が必要です。例えば、ケース会議などで対応することも必要です。</p>	<p>精神疾患や認知症などで判断能力が十分でない方の後見制度利用に関する市長申立てに際しては、天理市、地域包括支援センター、民生委員などの関係者によるケース会議や聞き取り調査等を通じて、求められる権利擁護の範囲や支援の内容・必要性について検討・協議を行った上で手続きを進める等、本人の権利擁護に向けて関係者と協力・連携しながら対応を行っています。</p> <p>令和6年度から社会福祉協議会と「中核機関」の在り方について協議を重ね、令和7年10月1日から「中核機関」を設置し、地域の関係機関と「地域連携ネットワーク」の構築に向けて、検討・協議を進めています。</p> <p>今後は、地域において権利擁護支援を必要としている方を中心とする「チーム」として支援することができるように、地域や福祉、行政などに司法を加えた各種関係機関が連携するしくみとしての「地域連携ネットワーク」を構築し、広報、相談支援、成年後見制度利用促進、後見人支援機能を持つ「中核機関」が、地域連携ネットワークのコーディネートを担っていきます。</p> <p>また、中核機関の機能強化に合わせて権利擁護支援の取組を順次広げていくとともに、家庭裁判所等の関係機関と連携した協議会を通じ、必要に応じて課題事例に対する支援の検討・協議やモニタリングを行うなど、適切な成年後見制度の利用促進に向けた体制構築を進めてまいります。</p>
15	P.78	<p>虐待防止等の推進について、特に認知症などで意思表示が困難な状況におかれた方に対する、虐待をどのように防止するか、社会的問題になっています。高齢者虐待に対する、相談窓口の周知や啓発等だけでなく、どのように虐待を発見して対応するかの具体的対策が必要です。アウトリーチを積極的に行わなければならない切実な場面であると考えます。</p>	<p>高齢者虐待の相談窓口などの周知や高齢者虐待防止に関する啓発活動を行い、地域住民や民生委員、地域包括支援センター、介護保険事業所等の気づきや見守り、支え合いによって、高齢者虐待を防ぐことができる体制構築を進めています。</p> <p>地域包括支援センターや民生委員の訪問見守り活動や必要に応じて市と地域包括支援センターによるアウトリーチを活かし、関係機関等と連携を行い、虐待を受けている高齢者を早期に発見できる体制を整え、担当者による地域ケア会議等の協議の場により決定した支援方針に沿った対応をしております。</p> <p>いただきましたご意見を参考にしつつ、高齢者虐待防止・早期発見・早期対応に努めてまいります。</p>
16	P.81	<p>社会福祉協議会との連携体制強化について、担当課が全部署となっていますが、施策の重要性に鑑みて、責任の所在が不明確であり、無責任な体制です。せめて、各部署に担当を置くような体制が必要です。</p>	<p>いただきましたご意見の通り、担当部署を「社会福祉課 その他関係部署」と明記させていただきます。また天理市が進める包括的支援体制「てんりシフト」の中で、さらに社会福祉協議会との連携強化を行ってまいります。いただきましたご意見につきましては、貴重なご意見として今後の参考といたします。</p>

「第2期天理市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)」に対する意見の概要及び市の考え方について

No	意見の箇所	意見の概要	本市の考え方
17	P.82	通いの場の数の対象が何か不明確です。	いただきましたご意見を踏まえて、頁下部に注釈をつけ記載させていただきます。 なお、本計画内に該当語句が複数回記載されている場合には、最初に記載されている頁にのみ注釈を記載しております。
18	P.90	SNSの特性を活かした情報発信の充実について、機器に明るい方は情報取得に優位性を持ちますが、それに疎い方に対する情報発信と情報取得も同時に考える必要があります。	機器の操作に不慣れな方でも容易に情報取得できるよう、QRコードを多用して必要な情報にアクセスできるよう努めます。また並行して、機器自体を使用しないで情報取得できる「広報紙」の内容についても今後更に充実させていきます。 また、天理市では、パソコンやスマートフォンの操作に不慣れな方を対象に、パソコン教室およびスマートフォン教室を開催しています。これらの教室を通じて基本的な操作を習得していただき、SNSを含む情報の取得につなげるとともに、日常生活をより便利にさせていただけるよう支援しています。 情報のデジタル配信および広報だけでなく、紙媒体による周知および広報を実施していきます。
19	P.97	「自分の身は自分で守る」と言うことによって、排除される「人」などがいます。それを言う必要はない考えます。啓発の意味では、言葉の使い方に工夫が必要であり、排除される方等にこそ、市の支援体制が必要です。	いただきましたご意見を踏まえ、文章を見直します。
20	P.102	「割合は40.6%」とは何に対するの割合かが不明です。112頁の記載を参照するのが良いのでしょうか。そうであれば、それが理解できるように記載すべきです。	いただきましたご意見を踏まえ、文章を見直します。
21	P.104	権利擁護における社会福祉協議会との支援連携強化について、14と同様に考えます。	令和7年10月から天理市では成年後見制度利用促進を図るため、「中核機関」機能を天理市・社会福祉協議会で担い、支援が必要な人への適正な権利擁護支援を実施していきます。 また社会福祉協議会では法人後見事業運営委員会を年1回以上開催し、後見業務に対する監督、指導及び助言を受けています。必要に応じて、ケース会議を開催し適正な運営に努めます。 いただきましたご意見を参考にしつつ、本市では権利擁護における社会福祉協議会との支援強化に努めてまいります。